

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分：該当なし

区分：該当なし

区分：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ給水タンクプロ-時において、低水位用リミットスイッチの動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
2	1号機	循環水配管電気防食装置（Z-10）において、「電位異常」の故障表示の発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（ACH2-2・2-6）において、圧縮機の吸込圧力低によるトリップ事象が認められたため、当該装置を点検	D	
4	2号機	第5給水加熱器取替工事（イ）使用前事業者検査要領書の検査用計器に記載漏れ（2個）が認められたため、対応検討	D	
5	3号機	照明用分電盤（3S11CKT-38）用漏電遮断器の点検時、テストボタンの破損が認められたため、当該遮断器を修理	D	
6	3号機	照明用分電盤（3S11CKT-47）用漏電遮断器の点検時、動作不良が認められたため、当該遮断器を修理	D	
7	3号機	照明用分電盤（3S11CKT-48）用漏電遮断器の点検時、テストボタンの破損が認められたため、当該遮断器を修理	D	
8	3号機	循環水ポンプ廻り凍結防止用漏電遮断器（ELB-1）の点検時、負荷ケ-ブルの絶縁不良が認められたため、当該ケ-ブルを修理	D	
9	3号機	配管ダクト照明分電盤（A・B）内（A系CKT-6）の点検時、負荷ケ-ブルの絶縁不良が認められたため、当該ケ-ブルを修理	D	
10	3号機	配管ダクト照明分電盤（A・B）内（B系CKT-6）の点検時、負荷ケ-ブルの絶縁不良が認められたため、当該ケ-ブルを修理	D	
11	3号機	主復水器細管洗浄装置ボ-ル循環ポンプ（E）出口圧力指示計において、指示不良（スティック）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
12	3号機	原子炉建屋排気ファン出口サンプリングポンプにおいて、異音の発生が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
13	4号機	非常用ディ-ゼル発電機（4A）清水膨張タンクレベル計において、指示不良が認められたため、当該レベル計を点検・校正	D	
14	4号機	主復水器（A）第一水室出口圧力計において、計装ラインに詰まりが認められたため、当該ラインを点検・清掃	D	
15	4号機	岩着サンプポンプ（D）において、自動起動及び停止用のリミットスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
16	5号機	原子炉隔離時冷却系流量記録計の点検時、メモリに不具合が認められたため、当該記録計を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	5号機	原子炉再循環ポンプ（A・B）入口温度記録計の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該記録計を修理	D	
18	5号機	主タ - ビン第2軸受振動検出器の点検時、当該検出器用の機内配線コネクタに一部絶縁劣化が認められたため、当該部を交換	D	
19	5号機	復水脱塩装置再生用水ポンプ（B）吐出圧力計の点検時、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を修理	D	
20	5号機	計算機室換気空調系局所空調機（HVH5 - 10）において、Vベルトに緩み（1本）が認められたため、当該Vベルトを点検・調整	D	
21	5号機	復水器ホットウェル点検時、内部構造物溶接部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
22	5号機	タ - ビン補機冷却水系フロ - サイトの点検時、フラップ - 用スプリングに破損（2箇所）が認められたため、当該部を修理	D	
23	5号機	タ - ビン駆動原子炉給水ポンプ（A）ケ - シングドレン配管の点検時、配管内部に腐食（3箇所）が認められたため、当該配管を交換	D	
24	5号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（A・C）淡水側入口弁の浸透探傷検査時、弁体に線状指示模様が認められたため、妥当性を評価及び対応検討	D	
25	6号機	復水系金属採取ラック復水ろ過装置（A・B）出口サンプリングライン流量積算計において、動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
26	その他	台風12号高波浪により1～4号機放水路に蓋ずれ等が認められたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
 - A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
 - B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
 - C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
 - D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外：消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで